

## 評価書(案)についての住民意見の概要および博覧会協会の見解

### 6 振動

意見所の概要	見解
06-01 ・工事中の予測時期は、「工事機械からの振動レベルの合計が最大となる時期」としたとのことであるが(p564, 1097)、その根拠を示すべきである。	評価書の資料編に記載してまいります。
06-02 ・工事に係る振動予測は騒音と同様「細分化した工事区域の中心に工事機械を配置して」とあるが(p566)、そこにどんな機械を何台と想定したのか、重要な予測条件が欠落しては環境影響評価と言えない。巻末資料は1月当たりの台数であり意味が無い(p554, 1084)。なお、青少年公園地区ではそうした発生源位置さえ記載していない(p1097)。	評価書の資料編に記載してまいります。なお、青少年公園地区の発生源位置は p1098 に記載していません。
06-03 ・工事に係る振動予測で「その時期に稼働する建設機械は6台/日(海上地区 p537)」というが、最盛期の119台/月(p554)から計算して稼働日は20日/月なので、例えば杭打機6台/月は0.3台/日(6/20)だということにして、平均振動レベルを求めて予測したというなら、非常に危険側の予測となる。最大値が問題となる振動で、91dBもの振動レベルを0.3台分として扱うことになる。予測条件の再確認が必要である。青少年公園地区(145台/日、p1097)も問題である。	工事機械1台未満の稼働は考えられないため、計画の月延べ台数を日台数に整理する際、切り上げて全て整数として処理しております。
06-04 ・建設作業振動の予測で、振動レベルだけを予測しているが(p566, 1097)、これは人間に対する感覚補正したものであり、構造物への物理的影響や動物に対する影響を検討するためには、振動の純粋な物理量としての振動加速度レベルを予測示すべきである。	建設作業振動の予測評価は、人体に与える影響について行っており、人間に対する感覚補正をした振動レベルを求め、規制基準との整合性をチェックしております。

意見所の概要	見解
<p>06-05</p> <p>・海上地区の工事車両による振動予測条件を準備書と比較すると、上之山町で一般車両の交通量が増加している(大型 3,855 台が 4507 台、小型 14,375 台が 16,237 台)にもかかわらず(準備書 p343、今回 p570)、一般車両の振動は大きく減少している(57dB が 54dB)(準備書 p343、今回 p571)。予測条件、計算過程を逐次確認して、この不思議な現象の理由を明確にすべきである。</p>	<p>予測の結果に転記間違いがありました。上之山町の振動の予測結果は 57dB でしたので修正いたします。(予測対象時間帯は 9 時～10 時)</p> <p>なお、一般車両数が増加しているのは、予測対象時期が異なること及びご指摘の台数が準備書では昼間のみの台数、評価書(案)では 24 時間の台数であるためです。</p>
<p>06-06</p> <p>・p1063、自動車交通量の現地調査結果で、すべての場合についての平均走行速度が示されている。予測に大きく響く走行速度を現地調査しながら、この結果を活用しないのは許されない。(他に同趣旨 1 件)</p>	<p>博覧会関連の車両については制限速度を遵守するよう指示します。したがって、予測にあたっては制限速度を用いております。</p>
<p>06-07</p> <p>・供用時のアクセス車両の走行による振動について「要請限度と整合性が図れるように努める」とあるが(p573、1107)、要請限度か環境基準とは全く性格が異なる。要請限度を超えたら、市長が道路構造の改善、交通規制を要請できるというほどのひどい状態である。こんな値を評価の尺度にすることは許されない。</p>	<p>道路交通振動に関する国等の環境保全施策としてあげられるものは、要請限度のみであるため、ここでとりあげました。</p>